

【R 4. 1】 (3.10.1 郵券訂正版)

保護命令の再度の申立てについてQ & A

～ 保護命令を一度得たが、引き続き更に保護命令を得る必要がある方へ ～

東京地方裁判所民事第9部弁論係
TEL 03 (3581) 3456 (ダイヤルイ)

Q 1 保護命令の期間がもうすぐ終了します。転居は済ませましたが、現在も相手方に会うと暴力を振るわれるおそれがあるので、再度、保護命令を申し立てたいのですが。

A 1 以前保護命令を得た申立人が、今まで新たな暴力を振るわれてはいないけれども、相手方が申立人の親族に対し「保護命令が終わったら痛めつけてやる」等発言しているなど、前回の保護命令の効力期間が終了してしまうと身体的暴力を振るわれるおそれが大きい場合、前回保護命令を求める根拠となった暴力等を原因として、再度の保護命令（接近禁止命令、子への接近禁止命令、親族等への接近禁止命令、電話等禁止命令）の申立てができます。

ただし、延長や更新とは違い、新たな事件として審理されますので、再度の申立ての段階で今後の身体的暴力のおそれが大きいことが必要です。

Q 2 再度の退去命令は、どのような場合に申し立てることができますか。

A 2 退去命令については、前回の退去命令の効力期間中に申立人がやむを得ない事情（責めに帰することのできない事由）で住居から転居できなかつたような場合に限り、再度の（退去命令の）申立てができます。そして、審理の結果、退去命令を発令すると相手方の生活に特に著しい支障を生ずると認められる場合には、裁判所は退去命令を発しないこともあります。

Q 3 いつ申し立てればよいでしょうか。

A 3 再度の申立ても前回の申立てと同様、相手方を審尋して事情を確認しますので、前回発令の効力の終期と相手方を呼び出すのに要する時間など保護命令が発令されるまでの期間を考慮して、再度の申立てをしてください。

Q 4 どの裁判所に申し立てをするのですか。（東京地方裁判所へ再度の申立てができるのは、どのような場合ですか。）

A 4 東京地方裁判所へ申立てができるのは、次のいずれかの場合です。前回保護命令を発令した裁判所であるとしても、それだけでは申立てを行うことができないので注意してください。

- (1) 申立人又は相手方の現住所が東京都23区又は伊豆・小笠原諸島内にあるとき
- (2) 東京都23区又は伊豆・小笠原諸島内で相手方からの暴力等が行われたとき

Q 5 再度の申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

A 5 今回再度の申立てをするにあたり、相手方からの暴力等について、東京都女性相談センター（TEL 5261-3110）、東京ウィメンズプラザ（TEL 5467-2455）などの**配偶者暴力相談支援センター又は警察署（生活安全課等）**に相談に行っておく必要があります（配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。詳細については最寄りの地方自治体に照会してください。）。

再度の申立ては、前回の保護命令の根拠となった暴力等を基にして申し立てるのですが、前回の申立ての際に相談に行つたことだけでは足りず、今回の申立てに当たり、**以前受けた暴力等の事実と現段階で更に身体的暴力を受けるおそれがあること**の両方について前記の機関へ申立人が赴いて相談した事実を記載しなければなりません。事前に相談をしていないときは、公証人役場において相手方から暴力を受けたことなどについての申立人の供述を記載し、その供述が真実であることを**公証人の面前で宣誓して作成した宣誓供述書**を再度の保護命令の申立書に添付しなければなりません。子への接近禁止命令又は親族等への接近禁止命令を求める場合、相談又は宣誓の段階でこれらの命令が必要と考えられる事情についても言及しておく必要があります。前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないことになりますから、注意してください。

Q 6 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。

A 6 基本的には前回同様、新たな申立てとして、申立書を作成・提出することが必要です。作成にあたり、本ホームページからダウンロードできる**再度の申立て用の申立書ひな形**を利用すると便利です。また、申立時には一般的には添付書類や証拠書類が必要であり、その内容は、配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについてQ&AのQ 7と同様ですが、証拠書類として、前回までの保護命令申立書及び保護命令謄本の各写しを加えてください。**申立書は2部（正本・副本）**、**添付書類は1部**、**証拠書類は2部（正本・副本）**提出してください。

また、期日が指定されたときは、相手方に申立書、主張書面及び書証の写し、宣誓供述書の写し等を送付することになるので、申立人は、相手方に秘密にしている連絡先（避難先）の記載が送付書類にないかどうか、十分に確認した上で裁判所に書類を提出してください。

なお、東京地方裁判所本庁では原則として申立ての当日に裁判官の面接を受けていただきますから、申立人ご本人においでいただく必要があります。申立てから裁判官の面接が終了するまで概ね2時間から3時間程度は見込まれます。来庁予定を事前にご連絡ください。

(1) 申立手数料の収入印紙 1000円

郵便切手 2300円（内訳：500円×2枚、260円×2枚、100円×4枚、50円×3枚、20円×7枚、10円×7枚、5円×1枚、2円×4枚、1円×7枚）

(2) 当事者間の関係を証明する資料

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（添付書類）

ex. 戸籍謄本、住民票 等（当事者双方のものが必要です。）

イ 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料（証拠書類）

ex. 申立人及び相手方の住民票、生活の本拠における交際時の写真、電子メール又は手紙の写し、住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し、電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し、本人や第三者の陳述書 等

(3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料（証拠書類）

ex. 診断書、受傷部位の写真、本人や第三者の陳述書 等

(4) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを証明する資料（証拠書類）

ex. 本人や第三者の陳述書、電子メール又は手紙の写し 等

(5) 子への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書（証拠書類）

※ 同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの（学校のテストや手紙等）を同時に提出してください。（添付書類）

(6) 親族等への接近禁止命令を求める場合に必要な書類として

① 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書。）（証拠書類）

※ 同意書は対象者（法定代理人）本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの（手紙、印鑑証明書、パスポートの署名欄等）を同時に提出してください。（添付書類）

② 対象者の戸籍謄本、住民票。その他申立人本人との関係を証明する書類（添付書類）
法定代理人による同意書には、これらに加えて資格証明書の提出が必要です。

（添付書類）

③ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など（証拠書類）

Q 7 申立ての住所は、どのように記載しますか。

A 7 申立人の生活の本拠が最初の保護命令発令時と状況が異なっていることがあります、申立人の現在の住居所が相手方に判明することによって申立人が以後被害に遭う可能性がある場合には、申立人は、申立書においては、相手方と共に生活の本拠としていた住居や住民票上の住所を自らの住所として記載すれば足ります。

Q 8 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A 8 申立人面接の終了後、通常、1週間後くらいに、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されることもあります。